令和６年９月３０日

　郡市区等医師会長　様

大阪府医師会長

　中　尾　　正　俊

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

令和６年度からの大阪市立小学校・中学校及び義務教育学校における食物アレルギー対応の

変更及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載について（依頼）

　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

　さて、大阪市教育委員会は、全市統一でのアレルギー対応として完全除去対応を徹底するため、令和６年４月より学校給食における自己除去対応（配食されてから自身で食材を除去する対応）を廃止しています。そのため、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載について、判断が難しいケースもあったことを把握しています。

本件に関しては、事前に本会への連絡等がなされない中で、新年度より運用がなされています。そのため、本会では本年７月３日付の本会通知において、「現在、大阪市教育委員会と調整のうえ、周知を含めた対応を検討している」旨、お知らせしたところです。

今般、８月２１日付で大阪市教育委員会より通知が発出されたことから、事後ではございますが、下記（次ページ）の通り情報提供申し上げます。

**なお本件は、大阪市立学校に通う児童生徒に限定した対応ですが、（大阪市立学校の）児童生徒が大阪市外の医療機関を受診する事例も想定されることから、府内の全医師会にご案内いたします。記載方法の概要などは下記の通りであることから、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）への対応を含めてご対応賜りますようお願い申し上げます。**

貴職におかれましては事情をご賢察いただき、会員医療機関への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

**＜追記＞本件は大阪市立学校の児童生徒に限った対応です。各医師会と地元行政で運用されているスキームは、引き続き従前の形でご対応をお願い申し上げます。**

記

●大阪市通知より引用

１．食物アレルギー対応の変更（完全除去対応の徹底及び自己除去の廃止）について

文科省「学校における食物アレルギー対応指針」及び大阪府・府医「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に倣い、自己除去対応（配食された副食から自身でアレルゲンを除去して喫食する対応）を令和６年度より廃止します。対応変更後の「食物アレルギー対応の手引き」　は、大阪市ホームページ（<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000010164.html>）に掲載し、保護者へ（１）（２）（３）の通り、周知を行います（保護者へは別紙1-1「学校給食における食物アレルギー対応について」、別紙1-2「食物アレルギー対応の基本的な考え方について」を配付しております）。



（１） 自己除去対応の廃止について

食物アレルギーのある児童生徒については、そのアレルゲンを含む献立を食べることはできないこととし、「自己除去対応（配食されてから自身で食材を除去する対応）」を廃止する。また、従前のとおり、食べる量の調節や、献立・体調による喫食の判断等（例：卵どうふは食べないがオムレツは食べる、体調が良い日は食べる）はできない。

（２） 「食物アレルギー個別対応用献立表」及び「個別対応献立」の名称変更について

今回の対応変更に伴って、次のとおり名称を変更する。

ア．　「食物アレルギー個別対応用献立表」 ➡ 「食物アレルギー献立表」

イ．「個別対応献立」 ➡ 「除去食」※「ふ」「ワンタンの皮」「マカロニ」は給食で提供しなくなるため、除去食は小麦を廃止し、「卵（鶏卵・うずら卵）」の１種類となる。

（３） その他

以下の「ア．」～「キ．」のいずれかに当てはまる場合は、学校給食の安全確保が困難であり、給食提供ができないため、「牛乳、主食、副食」をすべて停止し、完全弁当対応となる。

ア．給食で使用するアレルギー関係書類３種「食物アレルギー個別対応用献立表（新名称：食物アレルゲン献立表）」「アレルゲン一覧表」「加工食品の原材料表」では喫食判断ができない

イ．医師が記入する学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の「E 原因食物を除去する場合に、より厳しい除去が必要なもの」に〇が付く

ウ．加工食品の原材料に注意喚起表示（製造ライン、えび・かにが混ざる漁獲方法等）があるものについて医師から除去指示がある

［注意喚起例］　・同一工場、製造ライン使用によるもの

・原材料の採取方法によるもの

・えび、かにを捕食していることによるもの

エ．食器や調理用具の共用ができない

オ．揚げ油の共用ができない

カ．アレルゲンが不明瞭な場合（「あくの強い食べ物」等）

キ．その他安全な給食提供が困難と考えられる状況

※　今回の対応変更に伴い、令和６年度より食物アレルギー献立表の加工食品の原材料に関する注意喚起表示を記載しない（▽えび、▲小麦等）。

２．学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載に係る留意点について

学校生活管理指導表は、年間を通して学校生活すべてに関わるものであるため、食材の給食使用に関わらず具体的な食品名を記載してください。各食材の具体的な記載上の留意点につきましては別紙２「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載について」を確認ください。

大阪府医師会地域医療１課（06-6763-7012）